

【三条西実枝書状】

さんじょうにし さねき しょじょう

一昨日御札之折節罷

出候条、不能御報候、非慮外候、

一、太元像 勅銘御裏書等之事、

心得存候、但明日^{四日}宣旨持参事候、

来七日 宣下之儀候、为上卿参行

仕候間、不得寸暇候条、其以後御談

合可申候、今度之上洛より八日々

夜々眼前不相去、入魂被申候間、一向

不得隙候、様子以面可申述候、

一、御新図之像信長へ可被入見参候由、

尤存候、九藤内々可馳走之由申候歟、

幸知音之仁候間申談、可然之時分

御左右可申候、昨夜も亥下刻

罷歸候、日々此躰候間、万端自用

不叶迷惑仕候、涯分時分相計

一左右可令申候、

一、大法之儀、尤之儀候、以次内々物語可仕候、

来春御修理悉可申沙汰之由、昨夜も

堅被申候、其以後御申沙汰、可然存候、

一、禁裏進物事、未相定候、若必定候者、

未辞之儀、必申調可進心中候、

一、不動尊御新図之由、奇特存候、諸事如此

御再興、天下安泰之基、感悦無極候、

以外取乱之間、書中如何候哉、以後音旁

可申述候、かしく、

「理性院殿

(切封ウワ書)

実枝」